

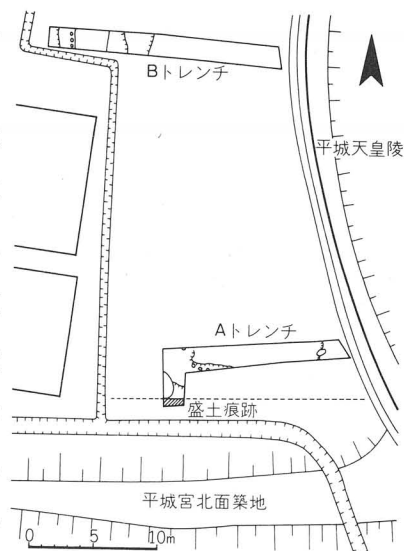
## II 宮跡内および周辺民家密集地域の現状変更届等にかか る調査 (第95-3・6・10・11次)

民家密集地における現状変更届等による発掘調査で、いずれも小範囲の発掘にとどまるが、その内北面大垣、西一坊大路にかかるとあるものがあり、その概略を記す。

**北面大垣 (11次)** 調査地は、平城宮北面築地が土塁として極めて良好のこる史跡地に北接しており、また平城天皇陵の前身である市庭古墳の後円部にあたる。

調査は、畠地の南辺と北寄りにA・B2本のトレンチを設定して行い、その面積は58.5㎡である。Aトレンチでは、市庭古墳の墳丘にかかわる痕跡はすでに削平されて遺存せず、地山上に厚さ10cm内外の粗雑なバラス敷が覆って、奈良時代の瓦・土器片を比較的多く含んでいた。トレンチの西端で南に掘りひろげた部分では、東西にのびる厚さ約20cmの黄色粘土からなる精良な盛土を検出した。発掘では80cm程度の幅しか検出しなかったが、さらに南にのびている。

Bトレンチでは、西方に向かって下降する地山の地形を検出した。わずかではあるが斜面と平坦面をなす部分があり、古墳の原形は削平されているが墳丘の旧状を知りうる手掛りをえた。すなわち、トレンチの両端で下降する部分は後円部最下段の裾部にあたる。幅2.5mの平坦面をなす部分は古墳の第1段平坦面の痕跡であり、3個の小穴が南北にならんで存在し、円筒埴輪の据付痕跡と思われた。その東の斜面は第2段目の裾部と考えられたが、それより東方は削平が著しい。市庭古墳は後円部直径約150mをはかり3段築造とみられるが、破壊は徹底して葺石や埴輪はまったく存在せず整地層からは奈良時代の



第4図 第95-11次発掘遺構図

土器の細片を発見したにすぎない。

Aトレンチで検出した黄色粘土の盛土は、平城宮北面大垣ないしはその埽地(犬走り)に関する遺構であり、バラス敷は京極大路に関するものとみられる。

今回の調査によって、指定地内に存在する土塁状遺構が北面大垣そのものである確信をえた。現状では北面大垣の遺構としてはこの地域をおいてほかになく、十分な保存がのぞまれる。

**西一坊大路（10次）** 調査地は南北に長い水田であり、その南と北に東西方向のトレンチを設定した。両トレンチで検出した遺構はほぼ同じで、トレンチの西部幅約4mの部分は、水田下の床土を除去すると暗褐色砂質土の地山があらわれ、平城京西一坊大路路面敷と考えられた。東部の幅約1.4m、深さ約40cmの溝で、灰色粘質土、青灰色砂質土が堆積しており、下層の砂質土から少量の土器片が発見された。この溝は西一坊大路東側溝にあたる。ただ調査地内では幅員の全体を検出しておらず、東岸はさらに東にのびると考えられる。

今回の発掘所見と、さきに近接地での調査（第82-4次）で西側溝を検出しており、その結果、大路の幅員が約24m（80尺）であることが判明した。

なお3次は一条通りより北側、東面大垣のすぐ内部に位置する民家の改築にともなうトレンチ調査で、南北に走る溝2条を検出したが、直接大垣に附属するものではなく、その内側で平行して造られた排水用施設と考えられた。

また6次は第2次内裏北方の外郭官衙地区の北東部にあたり、農小屋を車庫に改築する事前調査として約12㎡を発掘した。この地は従来の調査から市庭古墳の周濠を埋立て、官衙を造営したことが確認されている。今回もこの埋立てによる整地土を現わし、さらに東西に走る築地南縁部を検出した。この築地の本体は発掘区に北接する現道路にあり、外郭官衙の北辺を限る築地塀と思われる。但しその築地に伴う側溝などは今回の調査では発見されなかった。なお築地の南に南北2.6m以上、東西1.8m以上、深さ25cmの土壙が存在し、土器・瓦片と共に軒瓦3点の出土をみた。